

議案第116号

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例 の制定について

市民部 自治協働課

条例改正の概要

1. 改正する条例の名称

大津市役所支所設置条例

2. 改正の趣旨

小野市民センターの長寿命化改良等工事に伴い、約10か月(予定)の工期中、小野コミュニティセンター分館に支所機能を移すため、位置の変更を行うもの。

3. 改正の内容

位置の変更(条例第2条 別表小野支所の項中)

※コミュニティセンター分館への移転時 及び 新市民センターへの移転時 の2段階で変更を行う。

※施行時期はいずれも別途規則で定める。

施行時期(予定)	変更前	変更後	改正理由
令和8年11月下旬	大津市湖青一丁目1番地2	大津市湖青一丁目1番地5	分館への移転
令和9年9月下旬	大津市湖青一丁目1番地5	大津市湖青一丁目1番地2	新市民センターへの移転

4. その他

工期は令和8年11月下旬から翌年9月下旬の約10か月を想定。

期間中、コミュニティセンター及びコミュニティセンター分館の会議室は使用できない。

位置図（支所機能移転）

